

令和6年度

# 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

伊東市立北中学校

# 目 次

はじめに

## 第1 いじめの防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (2) いじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・・・・・ 4
  - (3) 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第2 いじめの防止等のための対策

- 1 基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 いじめの防止等のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (2) いじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・・・・・ 6
  - (2) いじめの認知から解消までの流れ・・・・・・・・・・・・ 8

## 第3 重大事態への対処

- 1 重大事態のケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 重大事態についての調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 報道への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

資料 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」・・・・・・・・・・ 10

## はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行いである」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な問題です。

平成 25 年 9 月に、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。いじめの問題の克服に向けて、静岡県では昨年度、「静岡県の学校からいじめをなくす提言」（静岡県・市町村教育委員会代表者会）を発信し、オール静岡で取り組んできました。また、10 月 11 日に国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を受け、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定いたしました。このような動きを受け、本校は、「伊東市立北中学校いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

本校の基本的な方針は、いじめの問題への対策を、子どもを含めて地域ぐるみで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用についてまとめました。

本校の基本方針が策定により、いじめ防止対策が一層充実し、いじめのない安心・安全な学校づくりに繋がることを心から願っております。

# 第1 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」という思いは、子ども、保護者、教職員、地域住民等、全ての人の共通する願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

## 1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等に行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあるため、一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立ち、じっくり話を聞くなどして「心身の苦痛」を確認する必要があります。さらに、「2 いじめの理解」で述べるとおり、いじめには様々なあらわれがあるため、子どもによっては苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人自身が気づいていなかったりすることも考えられます。そのような場合、その子や周りの状況等から、いじめに当たるかどうかを判断することも必要になります。

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

いじめのあらわれとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめをした経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していることがわかります。

加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られていなかったり、問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつける必要があります。

### 3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められています。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、いじめが重篤になればなるほど状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要だと考えられます。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもが育ちます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりでいじめの未然防止に取り組んでいくことが必要です。

#### (1) いじめの未然防止 —健やかでたくましい心を育む—

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるように努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として地域住民が連携し、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

## (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

### ① 早期発見 —いじめはどの子どもにも起こりうる—

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、日頃から定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切です。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

### ② 早期対応 —いじめられている子どもの立場に立って組織的に—

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校や家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して対応することが重要です。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要です。

## (3) 関係機関等との連携 —専門家とつながる—

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合は、関係機関との連携が大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者等への周知

## 第2 いじめの防止等のための対策

### 1 基本方針の策定

伊東市立北中学校は、いじめ防止対策について必要な措置を講じます。学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導や支援を行います。そのために、PTAや地域の関係機関及び諸団体に意見を求めたり、生徒へのアンケートを行ったりするなど、実効性のある方針になるように努めます。

### 2 組織の設定

伊東市立北中学校は、関係機関及び諸団体との連携を図り、必要に応じて、「いじめ防止対策委員会」を設置します。

#### (1) いじめ防止対策委員会

〈目的〉 いじめの早期発見、早期対応のために委員会を設置し、いじめの事実確認やいじめられた生徒及びいじめた生徒への指導・支援の在り方を検討し、いじめの即時根絶、再発防止に向けた基本方針を決定します。

〈構成員〉 校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任、スクールカウンセラー（以下SCとする。）、スクールソーシャルワーカー（以下SSWとする。）で構成します。

#### (2) 生徒指導・不登校対策委員会

週1回、生徒指導・不登校対策委員会を行い、各学年及び各学級の1週間のあらわれ、問題行動、気になる生徒などについて情報交換を行います。改善に向けての指導方針や取り組みを検討・決定します。その後、全職員で会の内容や決定事項を回覧し、共通理解を図ります。

### 3 いじめの防止等のための対策

#### (1) いじめの未然防止

##### ① 道徳教育の推進

- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成、人権感覚を養うために、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ります。
- ・「公正・公平」や「思いやり」、「公德心」、「友情・信頼」などを取り上げた教材を活用して道徳の授業を充実させ、道徳的価値観を養い、道徳の実践力を高めます。
- ・道徳の授業以外でも、「人権教育」に関わる内容を取り入れて、各教科の授業の中で実践していきます。

##### ② 子どもの自主的活動の場の設定

- ・学級組織では、一人一役で係・委員会活動を行い、生徒が所属感をもてるようにします。
- ・学級会では、「誰もが居心地のよい教室にしよう。」という観点で、話し合い活動を行い、学級の諸問題を解決していく場とします。
- ・朝の時間を利用して、各委員会が生徒集会を開催し、自主的に委員会活動を行える場を設定します。学年や学級の隔たりを越えて、多くの仲間と関わることで所属感を高め、他者とのつながりを深めます。

- ・各委員会で企画、運営する「プロジェクト・スマイル」を行い、学校全体で1つのことに取り組み、生徒の自主的な活動を推進します。
- ・年1回開催される生徒総会では、各学級の班会議で寄せられた意見をもとに、テーマを設定し、議論を深め、学校生活の向上を目指しています。また、体育祭や学習発表会では、生徒会や各委員会を中心として、生徒自ら企画・運営を行い、北中のよき伝統を継承し、更なる発展に努めています。

### ③ 人間関係づくりプログラムの活用

- ・生徒の発達段階を踏まえて、人間関係づくりプログラム（本校の名称：人♡人プログラム）を積極的に活用し、コミュニケーションを通して、生徒同士のよりよい人間関係の構築に努めます。

### ④ 保護者や地域への啓発

- ・PTA活動や「北中ネットワーク」、学校関係者評価委員会、家庭訪問を通じて、地域や保護者からのいじめに関する情報の収集や啓発に努めます。
- ・インターネットやスマートフォン等のネット問題からのいじめに対処するため、長期休業日前にお便りを配布し、ネットの危険性や情報モラルの啓発を行います。
- ・学年及び学級懇談会で、学校での生徒の様子やいじめに関する基本方針を説明し、学校外でのいじめにつながる生徒の情報を収集したり、学校と保護者と地域が連携して信頼関係を構築したりして、いじめを根絶します。

### ⑤ 教職員の資質向上

- ・定期的に、全教職員に「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を行い、生徒のわずかな変化に気づくポイントを普段から意識して見るようにします。
- ・全教職員で、事案をもとにいじめの事例対処に関する研修を行い、いじめに対する理解や基本的な考え方を深め、早期発見・早期対応につなげます。（夏期休業中）
- ・毎週行う生徒指導・不登校対策委員会で活用する報告書の作成の中で、学年主任及び担任、担任外による「生徒のあらわれ」を記載し、いじめの早期発見への意識を高めます。
- ・研修部と連携して、友達の発言を認め、温かい雰囲気の中で授業を実践していき、いじめにつながる言動に敏感に気づき、指導・支援できる資質を向上します。

## (2) いじめの早期発見・早期対応

### ① 子どもの実態把握

- ・全教職員で生徒を見守る意識をもち、生徒の表情や言動、体調などの些細な変化を見逃さずにとらえ、教師間で情報交換をこまめに行います。
- ・毎週行われる生徒指導・不登校対策委員会で活用するため、学年主任及び担任、担任外で「生徒のあらわれ」を毎週記載します。その中で、いじめにつながる情報やあらわれを確認して、今後の指導・支援の方針を決定します。
- ・登校指導をしながら、登校する生徒の様子を全教職員で見守り、挨拶の声の大きさや表情等の様子から、些細な変化に気づくことができるように努めます。
- ・家庭訪問や電話連絡、「生活ノート」を活用して、家庭との連絡を密にし、保護者との信頼関係を構築します。学校だけでなく、家庭での生徒の様子を随時把握し、些細な変化に気づくように努めます。



- ・地域の方からの連絡・指摘・相談を真摯に受け止め、迅速に対応することで、学校外でのいじめにつながる言動にいち早く気づくように努めます。
- ・上記に加え、各期に「生活アンケート」を実施していじめの情報収集に努め、いじめの早期発見・早期対応につなげます。(担任→学年部→生徒指導部で情報を共有する。)

## ② 相談体制の整備

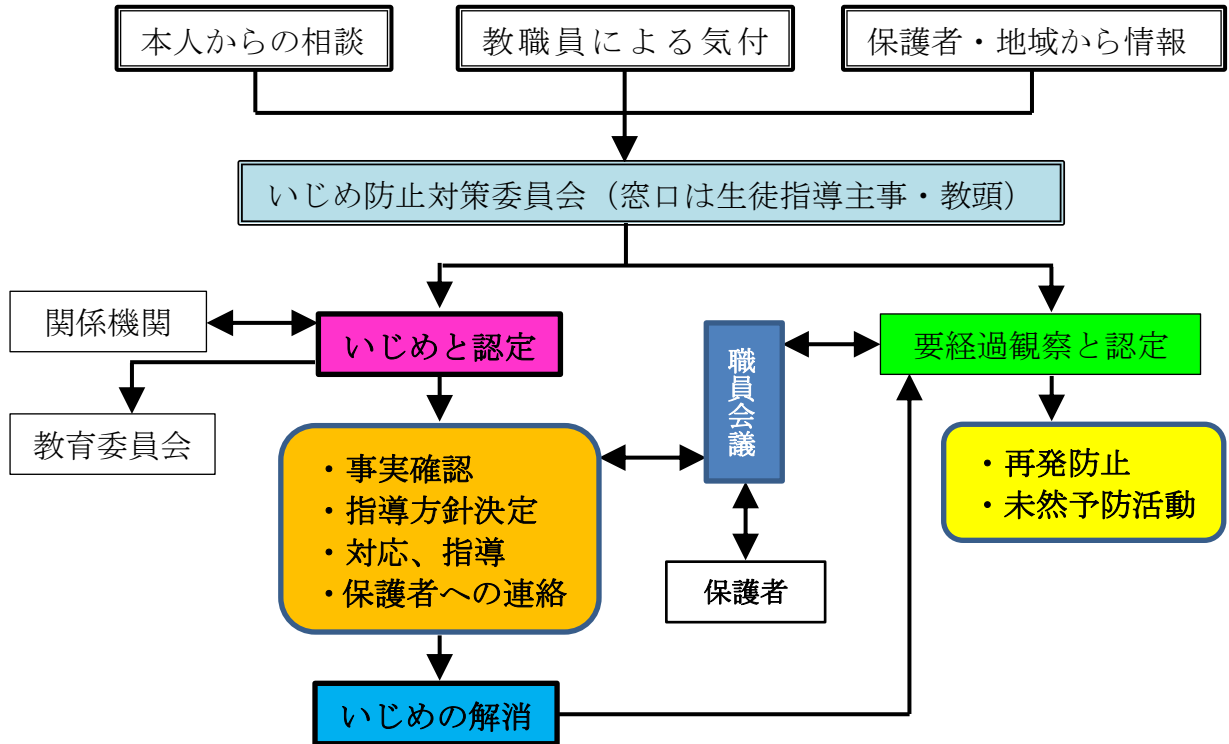
- ・カウンセリング旬間を設定し、「カウンセリングシート」や「生活アンケート」をもとに担任を中心として全教職員と相談する機会を設けて、悩みや不安を相談できる場を設定します。
- ・SCやSSWを活用し、生徒及び保護者とのカウンセリングを必要に応じて行い、その報告を全教職員で周知徹底し、適切な指導・支援を行います。
- ・養護教諭との連絡を密にし、保健室に来室した生徒の様子を担任及び学年主任に報告し、些細な変化を見逃さないように努めます。
- ・毎日提出される生活ノートに丁寧に目を通し、生徒の一日の振り返りの記述に対する適切な助言を行うことで信頼関係を構築すると共に、気軽に相談できる場として活用します。

## ③ 学校のいじめに対する措置

「いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で指導に臨みます。また、「どの生徒にも、どこでも、いつでも起こりうることを踏まえて、表情や言動などの些細な様子の変化にいち早く気づくように、全職員で全ての生徒に目を向けていきます。

- ・いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われる様子や情報があったりしたときは、早期に事実確認を行うと共に、いじめを確認した場合には、直ちにいじめ防止対策委員会を開き、対応を検討します。
- ・いじめを確認した場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導・助言を継続的に行います。
- ・必要に応じて、いじめを行った生徒、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせたり、相談室を活用したりして、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように配慮します。
- ・いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、話し合いの場を設定したり、連絡を取り合ったりするなど、保護者と情報を共有します。
- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることです。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していきます。
- ・いじめが犯罪行為や集団的に悪質であると認められるときは、直ちに警察に相談し、連携して対応します。また、生徒の生命及び身体・財産に重大に被害が生じるおそれがある場合は、速やかに警察へ通報して、適切な援助・指導を行います。
- ・校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切な対応を市教育委員会と検討します。

### (3) いじめ認知から解消への流れ



【学校のいじめに対する措置に関する図】

## 第3 重大事態への対処

### 1 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

- (1) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・子どもが自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・心身に重大な傷害を負った場合
  - ・金銭を奪い取られた場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- (3) 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

### 2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は伊東市教育委員会に報告し、市教委の判断のもと、速やかに市教委又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするための調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら速やかに調査を行います。

### 3 情報の提供

伊東市教育委員会又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

### 4 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要となります。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう、伊東市教育委員会と学校は十分な連携を図った上で対応します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、静岡県こころの緊急支援チームの助言を受けながら慎重に対応します。

※WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を踏まえた報道に配慮するなど、報道の在り方に特段の注意（倫理観を持った取材等）を報道機関に要請します。

# いじめ早期発見のためのチェックリスト

## いじめが起こりやすい集団・環境

朝いつも誰かの机が曲がっている	教職員がいないと掃除がきちんとできない
掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする	グループ分けをすると特定の生徒が残る
班にすると机と机の間に隙間がある	特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
学級やグループの中で、絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる	自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
些細なことで冷やかすグループがある	小さな消しゴムや紙くずなどが床に落ちている

## いじめられている生徒

<b>日常の行動・表情の様子</b>	
わざとらしくはしゃいでいる	爪を噛んだり、貧乏ゆすりをしたりしている
いつもみんなの行動を気にしている	おどおど、にやにやしている
下を向いて視線を合わせようとしない	目立たないように隠れるように行動している
早退や一人で下校することが増えている	顔色が悪く、元気がない
頭痛などの体調不良を訴えて保健室へ行きたがる	遅刻・欠席が増えている
友達に悪口を言われても、言い返さなかったり、愛想笑いをしたりしている	ときどき涙ぐんでいる
<b>授業中・休み時間の様子</b>	
発言すると友達に冷やかされる	一人でいることが多い
班編成の時に孤立しがちである	教室へいつも遅れて入ってくる
学習意欲が減退し、忘れ物が増える	教職員の近くにいたがる
<b>給食時・清掃時の様子</b>	
食事の量が減ったり、食べなかったりする	食べ物を取られたり、いたづらをされたりする
いつも雑巾がけやごみ捨ての担当になっている	他の生徒の机から、机を少し離している
<b>その他</b>	
持ち物や机、ロッカーにいたづらされる	一人で離れて掃除をしている
理由もなく成績が突然下がる	個人を中傷する落書きが書かれる
服に靴の跡がついている	持ち物が壊されたり、隠されたりする
手や足などの体にすり傷やあざがある	部活動を休むことが多くなる
必要以上のお金を持ち、友達におごる	持ち物や提出物などの忘れ物が増える
	ボタンがとれていたり、ポケットが破れたりしている
	けがの状況と本人が言う理由が一致しない

## いじめている生徒

多くのストレスやプレッシャーを抱えている	家や学校で悪者扱いされていると思っている
あからさまに、教職員の機嫌をとる	特定の生徒にのみ強い仲間意識をもっている
教職員によって態度を変える	教職員の指導を素直に受け入れない
グループで行動し、他の生徒に指示を出す	他の生徒に対して威嚇する表情をする
活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を遣う	「ふざけているだけだよな〜？」と周りに投げかける

**上記のチェックリスト以外にも、いじめられている生徒が発する危険信号をキャッチできるように、常に目を向けていきましょう!!**